別表1の21の項中「及び」の下に「同年」を加え、同表に次のように加える。

74	リバビリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年３月26日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060295xx97x0xx
		060295xx97x1xx
		060295xx99x0xx
		060295xx99x1xx
75	エリグルスタット酒石酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x00x
		100335xx99x01x
		100335xx99x1xx
76	レンバチニブメシル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100020xx97x1xx
		100020xx99x1xx
77	ポマリドミド（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130040xx97x5xx
		130040xx99x50x
		130040xx99x51x
78	ソホスブビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060295xx97x0xx
		060295xx97x1xx
		060295xx99x0xx
		060295xx99x1xx
79	ラムシルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060020xx01x3xx
		060020xx01x4xx
		060020xx02x3xx
		060020xx03x3xx
		060020xx03x4xx
		060020xx04x3xx
		060020xx97x2xx
		060020xx97x3xx
		060020xx97x4xx
		060020xx99x2xx
		060020xx99x30x
		060020xx99x31x
		060020xx99x40x
		060020xx99x41x
80	コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
81	カトリデカコグ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号

○農林水産省告示第千二百三十二号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十六年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月十九日

農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ジョンディア　ＣＧ708	214033	ヤンマー株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○農林水産省告示第千二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県沼田市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る立市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県沼田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、沼田市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

沼田市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る立木は、当該立木の所在する市町村に係る立市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る立市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。